

(3) 地方公共団体へのヒアリング(その2)

政令指定都市としての取り組み

/ 神戸市 都市計画総局計画部地域支援室景観係

ヒアリング結果のポイント

平成 18 年に「神戸市景観計画」を策定した。現在の景観計画区域は一部の地域のみであるため、今後は市内全域を景観計画区域にする予定である

地域で景観まちづくりに取り組んでいる団体に、専門家派遣などの支援をしている

「都市景観形成推進協議会」に加盟し、勉強会や研究会等に参加している

インターネットを活用し、他の地方公共団体の景観形成に関する取り組み状況などを調べている

また、神戸市ホームページでは、景観行政の資料やパンフレットなどを公開している

【景観行政の取り組み】

景観行政の取り組みについて

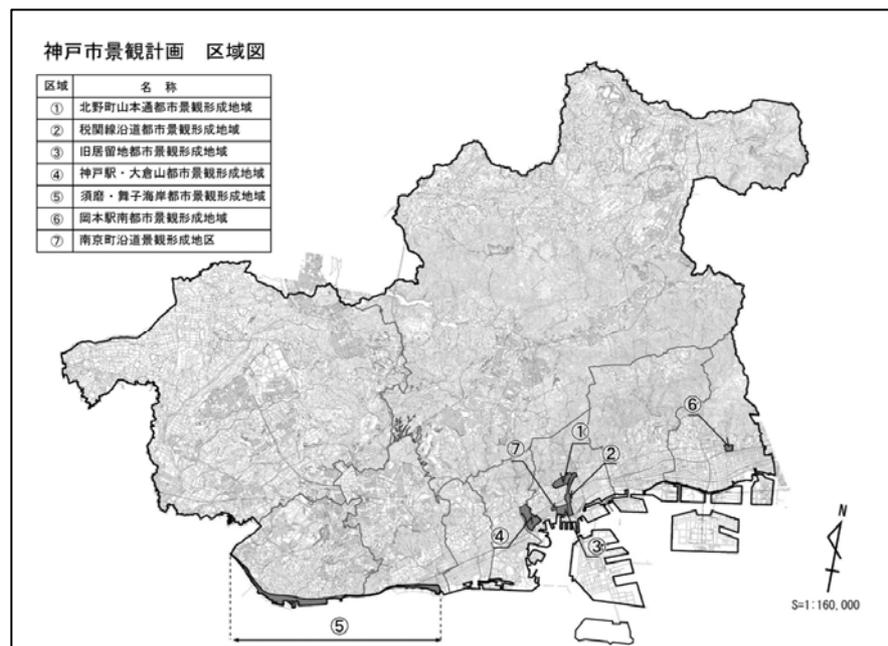
昭和 53 年に「神戸市都市景観条例」を制定。

平成 18 年に「神戸市景観計画」を策定。

神戸市の景観計画区域は、既に方針や景観誘導基準等を制定している区域のみを対象としている。将来的には市内全域を景観計画区域にする予定。

神戸市都市景観条例と景観法のすり合わせに苦労した。

「神戸市景観計画」 景観計画区域図



神戸市ホームページより

<<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/33/33/keikan/pdf/kobekeikankeikaku.pdf>>

【情報の取得に関する現状、課題】

情報の取得について

国主催の勉強会や「都市景観形成推進協議会」などに参加し情報を取得している。
他の地方公共団体の取り組み状況などはホームページで調べている。

【情報の公開に関する現状、課題】

情報の公開について

神戸市のホームページなどで、審議会の資料や議事録、景観計画のパンフレット、各地区の規制などを公開している。

【他団体との活動に関する現状、課題】

有識者や NPO、地域住民等との活動

神戸市都市景観条例に基づいて地域で景観まちづくりに取り組んでいる団体を、景観形成市民団体に認定し、専門家の派遣や活動助成などの支援をしている。

既存の連携組織への参画

政令指定都市を構成しているメンバーと各都市の都市景観形成推進協議会に参加している。

協議会では、課題などをテーマとして、勉強会や研究会等を実施している。

研究会等以外でも、メール等の活用で情報交換を行うなど、協議会会員間のネットワークが広がっている。

協議会での活動成果等は、開催事務局が参加団体の持ち回りであることなどにより、発表する場や公開する場が整備されていない。